

第十六回国会 衆議院 厚生委員會議録 第二十一号

昭和二十八年七月十八日(土曜日)

午後二時十二分開議

出席委員

委員長 小島 徹三君

理事青柳 一郎君 理事中川源一 一郎君

理事松永 佛骨君 理事長谷川 保君

理事中川 俊思君 越智 茂君

加藤鐵五郎君 田中 元君

寺島隆太郎君 降旗 徳弥君

中野 四郎君 山下 春江君

堤 ツルヨ君 杉山元治郎君

有田 八郎君

出席政府委員

厚生政務次官 中山 マサ君

厚生事務官 安田 巖君

(社会局長)

厚生事務官(引揚援護課長) 田邊 繁雄君

厚生技官(公衆衛生局環境衛生部長) 楠本 正康君

委員外の出席者

厚生事務官(社会局長) 熊崎 正夫君

専門員 川井 章知君

専門員 引地亮太郎君

専門員 山本 正世君

七月十七日

委員堤ツルヨ君辞任につき、その補

欠として西村榮一君が議長の指名で

委員に選任された。

同日

委員西村榮一君辞任につき、その補

欠として堤ツルヨ君が議長の指名で

委員に選任された。

七月十七日

生活保護法の最低生活基準額引上げ

第一類第八号

厚生委員會議録第二十一号 昭和二十八年七月十八日

等に関する請願(井手以誠君紹介)

(第四五五二号)

生活保護法適用患者の身廻品費引上

げの請願(勝間田清一君紹介)(第四

五五三三号)

未婚遺棄者留守家族の援護強化に関

する請願(押谷富三君紹介)(第四五

五五号)

同日(日野吉夫君紹介)(第四六二〇号)

同(山下春江君紹介)(第四六二二二号)

同(杉山元治郎君紹介)(第四六六九

号)

未復員者給与法による入院患者に生

活費支給に関する請願(松前重義君

紹介)(第四五五六号)

同(正木清君紹介)(第四五五七号)

同(井手以誠君紹介)(第四六六七号)

軍人会館返還に関する請願(早稲田

柳石エ門君紹介)(第四五八四号)

国立ら、療養所職員の増員に関する

請願(島上善五郎君紹介)(第四六二

二二号)

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部

改正に関する請願(早稲田柳石エ門

君紹介)(第四六二三号)

児童福祉対策に関する請願(青柳一

郎君紹介)(第四六六八号)

長崎県の簡易水道敷設費国庫補助増

額に関する請願(辻文雄君紹介)(第

四六七〇号)

大島青松園の病床増設等に関する請

願(井谷正吉君外二名紹介)(第四六

七一七号)

同(阿部五郎君紹介)(第四六七二号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

財団法人日本遺族会に対する国有財

産の無償貸付に関する法律案(内閣

提出第一四四号)

食品衛生法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一八号)(參議院送付)

○小島委員長 これより會議を開きま

す。

まず食品衛生法の一部を改正する法

律案を議題とし、質疑を続行いたしま

す。中川俊思君

○中川(俊)委員 ちよつとお尋ねしま

すが、たとえば外米なんか大きな輸入

品の一つになつておりますが、中共か

ら牛肉だとかあるいは卵だとかいうよ

うなものゝ逐次入つて来るようになる

と思ひますが、そういうような場合に

は、今日日本としては中共を別に承認し

ておるわけじゃないのですか、向うの

政府から証明書を発行さすというよう

なことは可能ですか。

○楠本政府委員 お答え申し上げます

。この輸入の制限という問題は、当

然正常なる貿易状態において行ひ得る

ことであります。従ひまして現在のよ

うにいまだ貿易の態勢が整つておらぬ

中共との間においては、そういうなこ

とを徹底させることはなか／＼困難と

存します。しかしながらこれはとも

と貿易態勢が整つておりませんので、

貿易がないものと解釈しなければなら

ませんので、その辺の支障は實際問題

としてはないものと考えております。

○中川(俊)委員 そうすると、現在中

共からそういうものが入つてません

か。

○楠本政府委員 現在輸入品として中

共から肉その他の食品は入つておりま

せん。

○中川(俊)委員 輸入としては入つて

いないだろつと思つたのですが、私の調

査したところではかなり入つておりま

す。そういう場合にはこれをどうしてこ

の取締りの対象とするか、それから証

明書を発行さすといひますが、相手国

の政府がこれをただで発行するかどうか

か、私は相当金がかかるのじやないか

と思つたのです。さらに日本でも、入つ

て来れば十分に検査をする——新たに

こうして日本政府で十分検査をすれば

いいわけなんであつて、またしておる

と思つたのですが、だからこれを改正す

る趣旨が少し薄弱になるように思つた

のですが、その点についても伺ひたい。

○楠本政府委員 私の承知いたします

範囲におきましては、最近沖繩から食

肉が入りましたのが最初でございますし

て、中共からの肉はいまだ承知いたし

ておりません。

次に輸入先の証明書を要するという

ことは、大体世界各国の國際慣例によ

つて行われてゐることでありまして、

と申しますのは、食肉は、すでに枝肉

となりまして肉だけを見てはそのよし

あしがわからぬのでありまして、どう

いたしましては食肉の安全を期するに

は生きてゐる動物、生体並びに屠殺当

時の検査が必要であります。ところが

輸入されますものは枝肉の姿でありま

すために、その元がわかりません。そ

よつてチェックして行かうということ

であります。なおたたいま金がかかる

であるというお話であります。現在

在各国とも正常な食肉はいずれも検査

制度が実施されております。従ひまし

て、別に特に輸出するから検査をする

ということではなく、大体食肉は前もつ

て屠殺当時に検査するというところに相

なつておりますので、特別な経費を要

さぬものと考えております。

○中川(俊)委員 そうすると、入つて

来たものは国内ではもう検査をしない

のですか。

○楠本政府委員 一般食品と同じよう

にももちろん検査はいたします。しかし

ながらそれだけの検査では安全を期し

得られぬというものが食肉の特殊性で

あります。

○中川(俊)委員 日本へ入つて来て日

本で一度検査をすればそれでいいよう

に考へるのですが……。それからさら

に、今の証明書のことで金がかからぬ

だろつということですが、中共あたり

では、やはりその証明書を添付する場

合に金の要求なんかあるんじゃないか

というふうになつて私考へておるの

ですが、それはありませんね。

○楠本政府委員 これはただいまお答

え申し上げましたように、格別な経費

は要さぬものと思つております。

○小島委員長 他に本案についての御

質疑はございせんか——他に御質疑

もないようですから、本案の質疑は終

了したものと認めることに御異議あり

せんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○小島委員長 御異議なしと認めます。本案の質疑は終了いたしましたものと認めます。

次に本案の討論に入るのであります。が、本案の討論につきましては、格別に通告もありませんので、これを省略し、ただちに採決に入るに御異議ありませんか。

(堤(ツ)委員)ちよつと、左派社会党がおらぬですが、いいんですか、了解を得たのですか。と呼ぶ。

○小島委員長 では食品衛生法の一部を改正する法律案の採決はあとまわしにいたします。

○小島委員長 次に財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律案を議題とし、前会に引き続き質疑を続行いたします。中野四郎君。

○中野委員 少し軍人会館の問題について伺いたい。結局についてはいづれまた皆さん方の御結論があらうと思はれますが、私はこの軍人会館の問題については初めて伺うのでありまして、質疑が重複する点があつたらお許しを願いたいと思ひます。

第一番に伺つておきたいのは、旧軍人会館というものは、元来だれが持主であつたかということが一つです。

それから接収されておつたのであります。接収解除になれば当然連合軍の管轄に基いて処理されるものと私は考へるのであります。関係当局の方はこの接収、すなわちコンフィスケーションをばどういふふうに解釈しておられますか。接収解除の覚書に基いて処理をされようとするのかどうか、こゝういふ点についてお聞きをしたいと思

いますから、今伺つた二つの点のお答えを願ひたいと思ひます。

○安田政府委員 第一の軍人会館の沿革でございますが、旧軍人会館の建物を昭和三三年の今上陛下御即位の大典を記念して計画されました。昭和七年二月起工、同九年三月竣功いたしましたのでございます。建設資金は在郷軍人三百万人、現役軍人を含めて各自に三十銭以上を拠出して集めた百万円、及び満鉄からの寄付金百万円を主としてしまして、その他一般の寄付金合せて合計二百六十万円だつたと思ひます。

爾來終戦まで宿泊所、集会所、結婚式場、酒保、食堂等の施設として一般軍人並びに関係者に利用されて参つたのであります。終戦とともに財団法人軍人会館が解散団体に指定されたわけで、その建物は国庫に帰属いたしましたのであります。現在は、米駐留軍の極東空軍の劇場、将校クラブ、宿泊所、食堂等の施設として提供されております。

第二点は、解散団体になりまして、その財産が国庫に帰属したして居るのでありますから、これが日米の行政協定に基いて現在米軍の方へ提供されておりますけれども、もしそれがこちらに返されれば、日本政府の方で適当に処分することができると思ひます。

○中野委員 そういう過程をふむだろうと思ひます。しかし私が伺ひましたのは、接収というこの意味が、国際法上いふ、ハーグにおける陸戦法規の定めるところの接収にあらずして、すなわちポツダム宣言の受諾に基いてのいわゆる接収であるか、特別の、一つの新しい型によるこの接収であることをば、国際法学者である横田喜

三郎博士からの説明によつてわれは承知をして居るのであります。この点が私ちよつとのみ込みでないのです。つまり旧軍人会館の国庫に属する問題だけが陸戦法規によるこの没収になるのか、あるいは今回の占領軍のどつた処置は、ハーグにおいて制定されておるところの陸戦法規によらずして、独自の立場をとつたポツダム宣言の受諾に基く条章によつて発生したものであるから、その接収の意義が相当の範囲にわたつておるといふ説明を受けておるのです。従つて私はこの意義を伺ひたいと思ひます。それによれば、接収解除という問題についてはおのずから違つた立場をとらなければならぬことは、近來接収解除を受けました日本銀行の地下室にある金、銀、白金、ダイヤモンドの処理等についても非常に悩んでおるのであつて、従つて将来においては国会で別な立法措置をとらなければならぬかというやうな段階にまで入つておる。これは私が約一箇年におわたつてこの法的根拠について調べておるのだが、あなたの方はどういふ見地に立つておやりになつたか、この点を伺つておきたい。

○安田政府委員 私はどうもそういう詳しいことは存じませんし、法律の方はあまり詳しくないものであります。これはポツダムによつて解散団体に指定されまして、そしてその財産が国庫に帰属したわけでございまして、国有財産になつておられます。ポツダムは現在でも生きておるわけでございます。それに基いて国有財産に帰属したという状態も現在生きておるわけだと思つております。そしてそれはその以前からアメリカ軍の使用に供せられておりましたけれども、現在においては日本とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基く行政協定に基いて、日本がアメリカ軍の方にそれを供与して居る、こゝういふふうな形になつておられます。従ひまして、もし向うで使用が不必要になりましたならば、これは当然日本に返すべきは行政協定の定めるところでございまして、そういうふうには実は解釈してあります。

○中野委員 私の聞いて居るのと大分違ひます。それはあなたの一般常識でおつしやつていらつしやるのであつて、私の伺つておるのとは、先ほど申し上げたやうに、国際法上の権威者である東大の横田博士は、今回行われたところの接収は、ハーグにおいて制定された陸戦法規による接収、すなわち没収ではないと言つておるのです。そしてただ一つの建物にしましても、一つの物件にしましても、右から左に移転したものであつて、いわゆる保管管理をしたものであつて、国際法上による没収にはならない。つまり接収といふのは、コンフィスケーションともいひますか、そういう観点に立つておられたものではない。そこで今資料を取寄せまして読み上げますから、後ほどこれに対してのお答えをいただきますが、連合軍司令部からこの接収解除にあつて明らかに覚書を二度当方によこしておるわけでありまして、この内容を見ると、あくまでも元の所有主がはつきりしておるものは、これに返してやれと言つておられます。もちろん解散団体でありますから、これは国庫に帰属することはよくわかるのですけれども、当時の接収状況をよくのみ込んで立法計画をされたものかど

うか、少くとも軍人会館の処置に關して、議會に提案されるにあつては、その点の法的根拠をきわめておられるかどうかという点が、私のあなたに伺ひたい一点であります。ただごう申すのは、はなはだ迂遠な話でありますけれども、接収という言葉が非常に簡単に解して居る。大蔵省があらゆる国有財産の処理に当りまして、接収解除物件に対する考え方はかりではなく、その出发点である接収という解釈を非常に簡単に考へておるのです。ところが私もさういふつもりでその接収といふものに対して検討を加えて行つたところが、ただいま申し上げたやうな陸戦法規にある接収とは意味が根本的に違ふといふのです。今回の処置はあくまでも新しい観点に立つての接収だといふ意見が高く評価されておるものだからあなたに伺つたのであります。この点についてお調べになつていらつしやるなければ、あえてここで無理にお聞きしません。大事な問題です。利害関係者が相当多いことだから、釈然たる態度で処置をしたいといふ考え方で伺つたのです。

○安田政府委員 戦時国際公法のこと、実はよくわからないのであります。中野委員のおつしやる通りかと思ひますが、ただ所有権が、たとえ私人であるとか、あるいは国であるとかいふもので持つておる建物、それを接収いたします。接収したのがどういふ根拠に基くか、あるいはどういふ法律的性質のものであるかといふことは、なるほど疑問があるかも知れない。たとえば、現在東宝劇場をアーニーパイル劇場として接収して使用して居るという問題がある、いろ／＼さういふ

例があると思う。これらの所有権そのものには、別に何ら問題はないのであつて、それを返還せよというような訴訟が起きておるよりに聞いているので、そういう問題と、もう一つ接取當時は、確かに軍人会館を所有しているところの団体があつたわけだ。しかしそれは別な観点から、あの財産の持主が解散団体に指定された、これはとにかくその指定したこと自体を問題にするならば意見がございませうけれども、一応これは国内法的に有効だとするならば、現在においては、これは国有財産である。従いまして、アメリカ軍が現在それを使つておる。法律的な状態は、行政協定に基いて使つておるといたしますと、向うが不必要になりまして返すと言ふならば、私の方でそれを返していただいて、それを適当なところに使うことはできるのじやないかと思ひます。前段の先生のおつしやつた点につきましては、私は自信がないのでありますけれども、後段のこの問題の焦点になつておられますものはそういうことで間違いないんじやないかということでございます。

○中野委員 それじや今資料を持つて参りまして、二、三疑義についてお伺ひいたします。

そこで、最初に申し上げたように、軍人会館の内容については、私よく存じておりませんから、少し詳しくお教えを願ひたいのですが、現在軍人会館の使用で得る部屋、たとへて言へば、遺族の方々の上京の際に宿泊の便に供するということが趣旨になつておるようでありませう。あるいはこれを維持するために、会館等の相当の設備を貸与して、その収益をもつてこれに充てるというふうには承して承しておりますが、實際上において遺族の方が上京されて、その人々の便に供し得る能力を持つておる設備はどのくらいあるか。こういう点について御説明願ひたい。

○安田政府委員 旧軍人会館の全部の坪数は、たしか四千坪と思ひますがその間取りと、今度遺族会がそれを無償で使用することになつた場合に、どういふふうに使つかうかということ、図面に参考につけておきましたのを、お手元に差上げておきます。

○中野委員 もう一点疑点があるので伺ひたいのですが、近ごろいろいろ陳情に参ります中に、旧在郷軍人会の人たちが、これは当時われ／＼が非常に苦心をしてつくつたものだから、当然われ／＼に返さるべきものであつて、むろん遺族の便に供することに異議はないということ等を列挙されておられます。私の考え方、国民感情から言へば、なくなつた在郷軍人会よりも、むしろこの際この戦争の大なる犠牲者である遺族の方々のそういう集团的便に供する方法がよいというように考えは持たせられ、両方の陳情の内容を見ますと、いずれももつとも思ふのです。まことにしるうとのよいうな伺ひ方で申訳ないけれども、これについて政府はどういう考えを持つておられるかひとつ伺ひたい。

○安田政府委員 まことにごもつともな御質問だと思つておりますが、今度の軍人会館の貸付を、元の所有者が在郷軍人会であるからそれに返すのだという考え方もございませう。それから一応これはとにかく解散団体として指定されまして、国庫に帰属して

おるのであつて、元に戻すという理由が現在の情勢からいつて出て来ないといひたいならば、別のさらに社会福祉なりあるいは公共の福祉という観点からこれを貸し付けるといふことにならざるを得ないかと思ふ。私どもは元の持主にこれを返せよというの事情としてごもつともだと思ひますが、現在そういうことを考へたつてこれを元に戻す、無償で貸し付けるといふことはいかかかと実は思つておられます。従いましてあそここの場所が靖国神社のすぐ前でもありますし、それから遺族に對してもては戦後長い間国もほうつておいた責任もあつた。いろいろ援護の措置を講じましたが、必ずしもこれまた十分でないといふふうな感ぜられませう。いろいろ考へまして結局遺族全体の福祉のために使われるならば、これを返すに於いてもりつばな理由にならなうだろうか。こういう考え方でありませう。

間に、国家の大なる犠牲者となられたところの遺族会の人を遇するの道をもつて迎へるのめけつこうなのである。そこで私はもう少し広い意味で、むろん御遺族の方々の便に供するといふことはよろしいが、旧在郷軍人会の人々という意味でなく、お互いに八千三百万人の日本を構成しているといふ見地に立つて、この会館をつくるにあつては相当努力をされた人々に對してはどういふふうな考へで律せられるつもりであるか。ただ遺族の方だといふだけであるが、また広い意味で方法はないものなのであります。こういう点についてひとつ政府の考へを聞きたいと思つておられます。

○安田政府委員 法案の提出の理由として、元の持主に氣の毒であるからそつちの方に使わせるというようなことは、これは先ほど申し上げましたように申しかねると思ひます。しかし遺族の方も元はみな軍人の遺族でございますから、軍人、傷病軍人の方とは御関係の深い方である、そういう意味におきまして、遺族の方々と御関係の深いことを実際の運用面において調節して行くといふことも考へる意味におきまして、そういうことは日本遺族会等で、この法案がもし通りまして使用されるようになりましては、十分ひとつ御談してみたい、かように思つておられます。

ある。従つてわれ／＼のつくつたものだからわれ／＼に使わせるとか、いやわれ／＼に優先権があるといふようなことは、接取解除、あるいは国庫に帰属したという点において明らかになつたと思つておられるので、もう一点私の心配をしていられる点がある。これは私が察知してまことに私の耳に入ることに聞運つておるかも知れませんが、伝え聞かるところによると、遺族会が今度の旧軍人会館をば利用するにあつて、相当遺族会の中にも——こういうことを申し上げておしかりを受けるかも知れませんが、ボス的な傾向があるやに私は聞いているのであります。もし万が一にもそういうような傾向があつたときには、これこそ天下の一大事であると思ふ。従つてこの処置について当委員会では慎重を期せられることでありませうけれども、その仕事の監督に当たられる政府においても、こういう点について十二分に留意されたい、ただいまも申し上げましたように遺族の方々の便に供するといふのを、もつと範圍を広い意味において十二分に御処置願ひたい。私はこれだけ申し上げて自分の意見は終ります。

○安田政府委員 私ども、旧軍人会館を日本遺族会に貸し付けるといふことも大事なことでありませうけれども、しかしほんとうは貸し付けたあとの運営をどうするかといふことは、非常に大事なことだと思つておられます。しかもあれだけの大きな建物であります。管理費その他にも相当な金がかかりませうし、何とかこれがうまく運営されまして、ほんとうに遺族の福祉のために役立つようにしたいといふことに、私ども一応責任を感じておるわけであり

ます。今の御説のようなことをもしこれが通過いたしましたら、遺族会に貸し付けられることになりましたら、十分気をつけるようにして参りたいと思ひます。

○堀(ツ)委員 関連して、今の中野委員の御質問を承つておつたわけでございますが、軍人会館は国有財産である、そこで御存じのように国会では国有財産法に下つておられる特別委員会をつつて、ひとつ調査しなければならぬという議が起つておるのであります。これは何かと申しますと、国有財産と申してもいろいろございまして、たとえば大原木を持つた山だとかいろいろ種類にわたるわけでございまして、この国有財産法に下つておられる特別委員会が、それからこれとはまた逆に国有財産の処置についてどうも落ちないという問題が非常に多いのであります。従つてこの軍人会館法に下つておられる特別委員会に、私は非常に政府に慎重を期してもらいたいのでございますが、今日の金に見積りまして相当な金になるといわれておられる軍人会館を払い下げられるにあたりまして、他のものとの均衡を失しないように考へてもらわなければならぬ、なぜかういふことを私が申すかといふと、国有財産の中に、現在解散団体に命令されたり、接収されたりしてうき目を見たけれども、その中に国家が行うべきところの義務教育を代行してある私立学校、それから日本に帰化し社会福祉事業をやつておられるような施設があります。はなはだしきはこれに苛酷な家賃を、また強制的な買入れ要求を国がいたしまして、金がなくて赤字で

泣き泣き社会福祉事業を国にかわつてやつておられるものまでも、何百万、何千万円で買入ることが至るところにある。国庫が補助を与えるべき義務教育だとか社会福祉事業だとか、この機関を見ておられますと、国の措置に非常に疑問を持つておられます。保護者から金をつくり、パーサーをやつて、売店をやつて保護者が救々営々として荒れ野原の中から再建した学校などもある、それに対して何千万円で買入、そして何月何日まで札束をそろえて持つて来いということをやかましく申しまして、そしてこれを買わなければどうにもこうにもならないところに追い詰められておられる施設の数がいふぶんある。こういうものから国庫に家賃を取上げ、それから相当な値段でこれを市価といふ／＼にらみ合せながら買わせて、義務教育や社会福祉事業をやつておられる機関を泣かせておきながら、片方において無償でつた一片の法律で簡単に国有財産を払い下げられるということになつて来ますと、一生懸命やつておられるこれらの人々から見れば、落ちないわけでありまして、でありますから、国有財産の処置に關しては、しごく公平でなければならぬ。

私は長年戦傷病者戦没者遺族等の犠牲者に対して何とかしてやらなければならぬと考へて参りましたので、このたび草深いところに住む遺族や、遺児、未亡人や老人にこれが恩典が浴して払い下げになる、無償貸与になるというところは非常にけつこうでございます。私たちがこの貸付にあたりまして、これは他のものとの均衡も考へて、将来やはり国有財産に對するところの公共的な措置を、い

ゆる接収なり解散団体ということに指令されて、うき目を見たこれらのものに対して均衡を失しないようにしてやらなければならぬという点から考へまして、私は遺族がこれだけの恩典に浴させます場合に、同じ国有財産でありながら無償貸与してもらえないし、無償貸下けしてもらえないで、国有財産の中で国のため社会のために救々営々として働かれる人々のあることを考へますときに、この軍人会館だけではない、将来政府はこういうものに対して公平に見て、第三者がだれも納得するものであれば、この軍人会館のごとく社会福祉事業をやつておられるとか、また国の義務教育を代行しておられるような施設並びに土地は、これに準じて国有財産の無償貸与なり払下げをやる意思があつて、まず手初めにこれをやりなつたのかどうか、そういうところをひとつ伺いたいのでございます。これは大臣あたりでないとおからぬいけません。

○安田政府委員 国有財産の管理につきましては大蔵大臣の所管になつておるわけでありまして、今のお話のような私立学校なりあるいは社会福祉事業につきましては、昨年国会で成立いたしました国有財産臨時措置法というものがございまして、これで大体五割引というのが特例で設けられたわけでございます。いろいろ苛酷な取扱ひのお話もございしましたが、そういうわけで私もからかれこれ申し上げるわけにいかないと思ひます。これは特例の特例ということで御審議願つていただきますと思ひます。

○堀(ツ)委員 私が非常に憂ひますのは、遺族や軍人に対する払下げに反對

するのではありません。ところがはたのものと均衡を失しないか、順次これを考へてみて、常識的に考へてみて、自領軍の命令によつた接収であり、団体指定されたのでやむを得なかつたけれども、今日においては日本政府の独自の立場において、元の形に返してやろうという一つの筋の通つた意見を持つてこれを出したのならばわかるのですが、これだけは特別々々といへば、おれのところも特別々々といふことになつて、責任者が少々政府に上手に運動したものが何十億の財産もできる、うまく右へならへしてその筋をねらえというところになつて来る、ゆゆしき紊乱も生じて参りますし、不正も生じて参りますし、非常な問題だと思ふ。私は政府の最高方針を承つておかないと、これだけを特別の特例といふ今の言葉でやられると、うちも特別の特例、これも特別の特例といふので、りくつをつけるのは上手ですか、やり出したらこれは処置がつかないのです。ですから最高方針を聞かないと、政務次官はいかに御明敏な方でありまして、まだ御着任早々でございますから、そういう点を自信がなければ、何分にも十五億の国有財産でございますから、大蔵省の責任ある方にかつていふ点につきましてはつきりしていただきますという氣持を、わが党といひましてはけきの国会対策委員会におきまして持つておるわけでございまして、ひとつ筋を通していただきます。そうでない遺族は軍人会館を特別の特例でもらつたんじやないかといふことで、私のところに火のつくように言つて来てる。あれが特別の特例といつて来たらそれでは特

別の特別といふことでやろうじやないかといふことになりまして、一つずつ法律を千も二千もこしらえて払い下けて行くということをおやりになつたら、始末がつかないと思ふ。どうぞそれを政務次官からでも御答弁願ひたい。

○安田政府委員 一々ごもつともでございますが、やはり元の建物の性格が軍人さんに関係があつたといふこと、それで今遺族がそういう点を一番の毒な状態にあるといふこと、それから靖国神社がすぐそこにあつて、春秋には遺族の方も参詣されて、関係が非常に深いといふこと、そういうこといろいろ考へまして、特にこういうふうな法案が出たのですが、こういうことは一々法律案として国会で御承認を得なければもろんできないことでございます。先のことを一々考へまして、これもそうなるだろうあるいはこうなるだろうといふことはちよつとまだ申し上げかねるかと思ひます。それからもう一つは、これは一応貸付けになつておりました、所有権そのものが遺族会に移るといふのはございしません。その点もお含みお願ひいたします。

○堀(ツ)委員 私が実例を見ておりますのに、せめて無償永く貸与でもいいからと言つて泣きついて来られても、社会福祉事業や教育事業における無償貸与をしてもらえない事実が非常に多いんです。この無償貸与というのは非常にありがたい言葉で、お借りになる方からいへば無償貸下けと一緒になんです。中山政務次官もお出しになつておりますが、あなたの大阪の話を例にとつて申し上げますと、大阪の元借行

別の特別といふことでやろうじやないかといふことになりまして、一つずつ法律を千も二千もこしらえて払い下けて行くということをおやりになつたら、始末がつかないと思ふ。どうぞそれを政務次官からでも御答弁願ひたい。

社の一部にたいし追手門学院というのがあります。あの学校などは接収されて解散団体になってしまった、それで取上げられてしまったのですが、一応政府も解散団体の対象にしないという宣言をしたのです。ところがその宣言が間違つておつたということになつて、二年ほどたつてから取消しが来た。そういったしますと、保護者はエプロンをしてPTAであずきをこしらえてお茶をくみながら、焼野原で電線一つないところから立ち上つて来た、今日まで借金しながら、PTAの寄付で子供たちが骨折りながらやつて来た。ところがこれを三千万円、四千万円で買えと国から言われた。そして三月にあげず証書が行つて、買わなければどつかへ宿がえをしなければならぬ、宿がえなどできない、借金を背負つておるといふようなわけで、非常に困つておる。これは一つの例でございますが、外人の社会福祉事業の施設を考えますときに、今の安田社会局長のよきに、先のこととは考えられせんというよきなその場当りのことではなしに、やはり接収になつて解散団体の指示を受けたところのものに対しては、一応これくらいの限界で行くという一筋筋を通して、順次はさして行くというのならわかりますけれども、同じ解散団体であつて、これはこうするけれどもあれはこう持つて行くというよきなことになる、これは始末がつかなくなるのじやないかと思うのであります。従つてどうかひとつ大臣と御相談になつて、これを契機に政府内の思想を統一されまして、筋の通つた御答弁をいただきましたならば、一刻も早く私たちは遺族に払い下げること

には決して異議を申し立てるものではないでございます。そして私は委員長にお願いをいたしておきますが、ここに今政府からもつた資料がございますが、私たちがこの資料を見ましても、なるほどきれいなあつさりした図面ですからわかりやすいけれども、駐留軍が使つておるこの中の実態というものはどの程度のものかということが何もわからないわけです。それから宿舎とはどういふものが、食堂とはどういふものか、文化劇場及び集会室とはどんなものかということ、やはりこれを審議するわれ／＼委員の目に見せてもらわないと、木賃宿程度のものか、大臣の宿舎程度のものかわからないわけですから、そうすると私たちがたとえは将来靖国神社に遺児を無料参拝させてあげ、めつたに東京へ来られぬ戦争未亡人の、子供を育てた人が、国のおかげで靖国神社に参らせてもらつた、のりとをもらつたというそのありがたいときに、この宿舎の恩典に浴して、おしいものの一ぱいも呼ばれたということならわかりますけれども、そんな遺族なんかまつていられないからといって、高級ホテルのようにしてこれを対象にしないということになる、これはわれ／＼の志とまつたく反することになりまます。ですからこれが木賃宿程度のものか、アメリカさんの将校の宿舎という相当高級なものじやないかと思ひますが、いたすらにこれを論じてみてもびんと来ないわけです。従つてこの委員会におきましては、正式にこれを視察するための動議を私は提出いたしますから、委員長においておとりはかり願ひます。

○中野委員 堤委員のおつしやること
にまつたく同感なのです。私は今この財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律案の關係資料というものを拝見したが、これには事業計画がまつたくないのはどういふわけなのですか。この内容に略図はありますが、事業計画がない。これは本案を決定するにあつては重大な問題であります。将来この旧軍人会館をどういふ方法で使うかという一応の筋道は立ててあるけれども、場合によればどういふふうにも変更がある。この事業計画を、まず何人取寄せて、そして何年後にはどういふような方法でやるといふことが第一、第二は、この遺族会経営にかかれれば、結果においては社会事業的な性格を多分に持つものであつて、この内容から見れば独立採算制をとつておられるように思ふのですが、はたしてこの示された資料程度のものだけでこれだけの大きな会館のすべての設備に対する維持経営ができるかどうか、これが第二点、それに対しては足りない場合にはどういふような政府補償でやるのか。どういふような方法を講じてこれの運営の完全を期するかという点が第三点です。それからもう一つ伺つておきます。何へんか立つのは理由の説明の中に、「もとの軍人軍属で公務により死亡した者の遺族」に對しては重大な議論のあるところでございます。遺族の人々の中には、不幸にして援護法にかからざる人、あるいは恩給法にかからざる人、しかしながらこの方々はまつたく国家の要用に供されて、そして国家の犠牲となられ

て、不幸法律の欠点からこの人たちは公務による死亡としての待遇を受けていない、こういう人々が現在相当数あつて、しかもこの人々は、生活に追われ申慰金すらもらえないで、遺族でありながら遺族としての待遇も受けられず、日夜泣いておるといふことは、特に中山政務次官は御承知であろうと思ふのです。この字句を私にとらえて言うのではないけれども、もし軍人軍属で公務により死亡した者の遺族の者のみを対象として、範囲をくつと狭義に解釈いたしますと、このことはわれわれの審議の過程において納得し得ざる点があるであります。以上の点について政府の簡明なる説明を伺いた

○安田政府委員 遺族の範囲の問題を先にお答えいたします。法律の方には別にそういうことはやましく書いてないのでございますけれども、説明といたしましては戦傷病者戦没者遺族等援護法の規定したのと大体範囲を同じくするであらう、こういうふうな説明を申したのであります。しかしこれは別に国債をいたしたとか今後何年間遺族年金がおりますとかいふような、法律上特に問題となるような援護の方法ではございませんので、その辺は常識的に考えましてゆつとりのある取扱ひができるだらうと思つております。なおこのごまかい収支計画等については課長からお答え申し上げます。

○中野委員 これはどうも局長の答弁としてはまことに奇怪ごとく言わざるを得ない。そういうふうな解釈をしていらつしやつても、いやしくも国会の委員会に法案を提出するにあつて、提案理由の説明としてこれを責任ある人が説明しておる。してみれば、これは明らかに速記録に残つておつて、将来日本遺族会の方が運営するにあつては、政府の説明はこの通りであると物的証拠を示された場合においては、まことにまつて支障を来さざるを得ないと思ふのです。もしそういう気があるならば、この政府の説明においてもつと親切に、そして広範囲なる内容を示して、議員の審議の便に供すというのあたりまえであると思ふのです。私はあえてこんなことをこの字句にとらわれて言うのではないのです。この審議の過程においては、あなたの意見を、この提案理由の説明にはこういうふうなむすかしく書いたけれども、事實はそうでないということを速記録に明らかにして、後日本遺族会の運営の便に供したいという念願なんですから、あなたからもう一べんこの点について、説明においてこうしたこととは間違ひであつて、その真意と内容とはかやうであるということ、速記録の上にとどめておいてもらいたいと思ひます。

○安田政府委員 先ほどお答えをしたのでございますけれども、御納得いただけませんでたいへん申訳ないのであります。この法律案の内容そのものが、特に権利義務というようなむすかしいことではございませんし、場合によれば、員外利用というようなものがある場合も考えられるのであります。そういうことを考えまして一応説明をいたしました場合には、軍人軍属等公務のために死んだ者ということを書きました。これは遺族等援護法のように正確に書こうと思つたといへんのでございまして、今委員会であつて

おる通りでございますから、大体のところを御説明申し上げたところ、あとはひとつ常識的に解決していただきたい、こういう趣旨でございますから、どうぞひとつ御了承願います。

○中野委員 私はこの提案理由の説明だけかと思つておつたら、法律案にもそういうふうに出ておるしやありませんか。この法律案に「もとの軍人軍属で公務により死亡した者の遺族」と明らか載つておるしやありませんか。そうするとあなたには法律案もこうついで出したということになる。あなたには容易ならぬ失態をこの委員会にしておることになる。あなたの今の御説明が正しいのであるならば、この法律案をただちに撤回なすつて、もう一ぺん再提出をなさることを私は要求いたしますが、いかがでしょうか。

○安田政府委員 たいへんどうも失態をいたしましたので申訳ございません。取消します。しかし趣旨はそういうことでございます。もとの軍人軍属で公務により死亡した者として申しましたも、元の軍人軍属というものが一体どの法律によつてどうだということとはなかなかむずかしいのであります。その辺は多少ゆとりをとつたような表現だと思つておられますので、そういうことでひとつ御了承願いたいと思つておられますか。その点ちよつとお聞きいたします。

○安田政府委員 まあ事前に申込をするとかそういうことになると思つて、特に靖国神社のお祭り前後なんかには全国的にたくさん希望者がござ

いましようから、あるいは地元で遺族の方から連絡をするとかいろいろ方法がございまして。しかしながら一証明書を持つて来いとか何とかいうことにはならないのではないかと私は考へております。

○中川(後)委員 そうすると事前に申し込めばとめるということになる。たとえばこんなばかきこともないだろうと思うのですけれども、幸い春だし全国からたくさん来るんだから、遺族でなくとも今度ひとつ靖国神社へ参ろうと思う、団体で東京見物をやるのにはあそこは安くもあるし便利もいいからして、だれか遺族の名前でひとつ事前に申し込もうじやないかと、累積して来て、せつかく遺族が来られてもとめられないというような実情に際会することを私どもは予想するので、そこまではお考えにならないかと、どうでしょうか。

○安田政府委員 私ども実はそうむずかしい考へなかつたのでございまして。「法律案を出すのに考へなかつた」とは何事だと呼び、その他発言する者あり」

○小島委員長 静粛に願います。○安田政府委員 そういう場合に証明書を持つて来るとか、あるいはそういう手続をしなければとめなないというふうなことは考へなかつたのであります。しかし今おつしやるように非常に希望が多くて、ほんとうに遺族の人たちがとまれないような事態が起るといふことでは、それはそのときの事情に応じて適切な措置をとらなければならぬと思つております。

でおやりになるとしたらいへんな問題だと私は思う。今まだ使つていないのだから将来どうなるかわからないのです、遺族会がせつかくこれを経営されるようになって、今私どもが心配しておるようなことのないような事態に立ち至るかもしれないし、また逆にわれ／＼心配しておる以上の事態が起るかもしれない。その場合になつてせつかく遺族が来て、何らとまるわけにはいかない、行つてみればわけのわからぬのが来て、たくさんごちやごちやしておる、こういうようなことになつたのでは、せつかくこの法案を、私どもは何とかして遺族のほんとうの需要に供するようにしたいという気持ちでおるのですから、事業計画を周密にお立てにならないと、将来非常な支障を来しはしないかと、それから先ほど中野委員がお尋ねになつて、私も聞こうと思つたのですが、事業計画というものはこれには全然ない。これはどういふふうにしてあの膨大なものを運営して行くか、せつかく日本遺族会に無償提供はしたけれども、遺族会がうちもさつちも行かなくなつた、そういうような場合に政府はその損失を補償するかどうか、補償しないとしても、これを無償提供を受けた遺族会は、どういふふうにして運営して行くかというのを、厚生省としては監督官庁として、事前にその点十分にお聞きになつて、それをわれ／＼の前にお示し下さるのが私は常道ではないかと思つたのです。これは中野委員も先ほど御指摘になつた、まったく同感です。この問題については現在事業計画がありませば、私も中野委員と同様にひとつせつぱり意見をいたしたいと思つ

○熊崎説明員 それでは、事業計画の内容につきまして御説明を申し上げたいと思つて。

○中川(後)委員 膨大なものは、読まれただけではわからない、それを資料として出していただかないと、ただ朗読してもらつてもみだめません。あなた方の資料は、先ほど堤委員がおつしやつたように、延坪は四千坪だ、お手元に資料があるしやないかといわれても、何坪の部屋でどういふふうになつておるかといふことはわからない……

○小島委員長 中川君に申し上げますが、簡単に説明を聞いた上で後ほど資料を提出させることにいたします。○熊崎説明員 実は部屋の構造その他につきましては、われ／＼が事前にその中に入つてよく状況を見た上でやらなければならぬというふうな考へるのは当然だと考へておるんですが、中に入ることができない事情になつておりましたので、私の方で事業計画書をつくるにつけても、当時あの会館に關係をしていた方々に相談をいたしまして、大体類推の上に一応事業計画書をつくつたわけでございまして。従いましてあの事業計画書は、ただちにあの会館を無償貸付を受けて、その事業計画書通りにそのまま実施できるというふうなことはつきりした見通しは断言することはできません。従いまして一応私の方で準備的に計画はこれ／＼といふことはわかつておるんですが、これは御要求に応じて本委員会に提出するつもりでございます。

が、これは接収解除はいつごろですか、見込みでも大体おありであるかどうか伺いたい。

○安田政府委員 現在軍人会館を使用しております極東空軍司令部は都内のその他の施設を使用しておりますものになつております。一部は工事着工中でありませけれども、現在府中にある極東空軍補給廠の部隊が立川市付近の都下北多摩郡の大和村に移転することになつております。ところが大和村の土地収用が未定で移転できないために、その予算の大部分は執行されないでおるといふ状況でございます。このよう大和村の土地収用が行き悩んでおるので、現在その軍人会館を使用しております極東空軍の移転を困難ならしめておる。従つて現在軍人会館返還についての具体的時期については明言し得ないでおります。しかし極東空軍の移転後はすみやかに返還するよう外務省の方から申し入れることになつておりますし、近い将来に返還される可能性もあるというふう聞いております。いずれにしてもこの法律の第一条にありますが、この法律は当該建築物が米駐留軍から返還された後に初めて実際に執行されることになつておる。

○中川(後)委員 そうすると、今のところでは見通しとしてはおおよそいつごろというところはわからないように今の御説明で拝聴したのですが、政府がこの会館の処理を急がれる理由は一体どういふわけですか。

○安田政府委員 ただいま申しましたように、はつきりと何月何日に返還されるかといふことがわからないと同様

に、また早く返還されるかも知れな
いという状況でございまして、
もし日本側に返還された場合は遺族会
の方で早く使うのだという形に実はし
ておきたいのであります。

○中川(俊)委員 それもわかるのです
が、そう私は急がなくてもいいと思
うのですが、返還を受けてから計画を
立ててもいいのじやないですか。こと
にいろ／＼な疑点もあるし、また内部
もよく調査されて——返還を受けてか
らただちにこれが使用にたえるかどう
かということも問題でありますから、
返還を受けてからでもいいのじやない
かと思うのですが、それはそれでよろ
しゅうでございます。意見の相違ですか
ら。

それから政府はこの東京都在郷軍人
会というのから陳情を受けられたこ
とがおりますかどうか。

○安田政府委員 私はたしか東京都の
在郷軍人会の元の役員の方お二人の方
とお会いしたことがございますし、陳
情書が出ておること事案でございま
す。

○中川(俊)委員 ここにすつと並べて
あるのはみな在郷軍人会から来てお
るのですが、私も実は今初めて拝見し
たのです。こういうものが現在あるの
かどうか。実は私ははなはだうかつで在
郷軍人会というものがあるのかどう
か、よく認識をしていなかったのです
が、政府は東京都在郷軍人会という
のをどういう性格としてお認めにな
つておるのですか。あなたが認めにな
つておるといふのでなく、どういう立
場としてこれに応待をしておられる
か、陳情をお受けになつておられる
か。

○安田政府委員 東京都在郷軍人会と
いうのが現在どういう性格であるか
ということ、実は私も承知いたして
おりません。ただ私も陳情を受けま
したのには、元この会館が軍人の皆さ
んが出金をしてできたものである、従
つてそれを自分たちの方に返してもら
いたい、こういう陳情を受けたわけで
あります。

○中野委員 関連して……先ほど伺
つた事業計画の問題は、中川委員のお
つしやつたように後ほど資料をお出
しになるのはあたりまえなのです。同
時にこの法案の内容についても局長との
説明に大なる食い違いがある。しかし
私の質問したのは別なのです。つま
り社会事業的資格をもつて、しかも
立採算制で行こうというものだけ
ら……しかし日本遺族会というよう
な性質からいへば、これを運営するに
当つて、實際上に欠損が出るのか、利益
が出るのか明確でない。これは事業計
画があつても、そういう疑点は生じて
来る。従つてそういう場合に政府は補
償するかどうかという点を伺つてお
るのです。それからその点の説明を伺
えればよろしいのですが、立つたつ
いでももう一つ伺つておきたいのは、何か事
業計画を立てるについて、あなたの方
で今度再び厚生委員会に事業計画を出
される、かりにこの資料の中から見
ました面でも、実際上に入つて調べ
たものでないと言つておられる。旧軍
人会館当時の関係者のいわゆる認識に
基いて書いたものである。してみる
と、米軍が日本に駐留して以来、日本
家庭の構造というものは、根本的に
えてはおらぬかしらぬが、大体にお
いて内部をかえるものなんです。接収解

除になるということはもう明らか
であつて、何もアメリカにびく／＼す
ることはないのだから、堂々と、解
になつたあとで処置をするについて、
日本政府の代行者としてあなたらは行
つて中を十二分に調べておなう
す。向うは空軍の宿舎なんだから、ち
つとも機密もなければ秘密もないの
から、十分に調べられるはずなんで、
十二分にそれをきわめてから、事業計
画としてこれを委員会に出さなければ
ば、ここであなたの方でただ覚書のま
ま書いて数字だけ出して来たところ
で、もう一ぺんあなたの方に返つてし
まつて審議が遅れるだけだから、私は
親切の意味で言うわけですが、遠慮す
ることはないのですから、旧軍人会館へ
乗り込んで行つて、その担当官に會
つて、中が改造されておるかどうかを調
べて、現在の実情に即した事業計画を
立てて国会の審議に向うというのが、
私は正しい政府の行いだと思つて先
ほど御質問した。中川委員から動議が
出るようです。それから重ねては申しぬ
が、先ほど申し上げた政府補償をするの
かどうか、この点について答弁を
願つておきます。

○安田政府委員 お答えいたします。
実ははなはだ私も用意が足りなくて
申訳ありませんでしたが、こまかい事
業計画書も出ておりますし、収支の予
算書もここにあげるわけでありませ
ん。し
かしここで一々読み上げても何で
ございませうから、後日申し上げる
にいたします。

それから私もはこれだけの建物を
無償で遺族会に貸与するということ
よりも、この運用方法いかに
よつて相当遺族の福祉のためになり得

るのではないかと考えております。そ
ういうような収支の予算を組んで、大
体これなら妥当だろうというものを
はこへ盛つておるわけでありませ
ん。従いまして補償するかどうかとい
うことは現在とこころ考えておりませ
ん。一応うまく行くだろうということ
で、今後の運営を信頼いたしておる
わけ
あります。

それから中を見ないのは計画として
ずさんじやないか、これまたまことに
ごもつともでございますが、先ほど申
上げましたような事情で、私も実
は中へ入らなかつたわけでありませ
ん。しかしこの建物は鉄筋コンクリ
造でございますし、もちろん内部は相
当改造されておるといふことは予
想されま
すが、そうむちやなかえ方をし
てない
だろつともいふことも考えられませ
ん。ま
た特別調達庁からいろ／＼中を改造
するにつかまして一度見に行つた方
がある
のであります。そういう方の意見を
私も聞いてま
す。元資料にそれ
を加えて行つたのが現在の状況で
あります。これは私も自身で見
なくて
も、そういう方が一度立ち会つた
のであ
りますから、大体それを信頼した
らどう
だろつ、中へ入る入らんで
どう
理をしなくても済むのではないかと
いふ
う気持ちでございませう。

○中野委員 御遺族の福祉増進に
なるといふことは万人の認めること
であつて、これについては反対して
ない。大いに賛成しておるのです。た
だ政府の甘い考え方で、これだけの
建物を
無償で貸してやれば何とかなるの
じや
ないかといふのは、私は無責任だ
と思
う。これは先ほど堤さんが言われ
たよ
うに、ややもするところというよ
うな

建物を無償で借りたものは、最初の趣
旨と目的はたいへんよいけれども、途
中においてはボス的傾向等がはびこ
つたり、あるいは監督不行届の結果お
いては思ひがけないような状態の起
ることを憂慮するあまりに私は言
うので
す。あるとかならないか言うの
はな
い。杞憂であればそれに越した
こと
はない。こういうような大きな建
物を
運営するにあつては、当然十二分
に考
えてやらなければならぬと考
える。た
だ今後計画されるいわゆる運営の
方法
はあくまでも社会事業的な資格
を持
つたものであるのです。これは當
利を
目的として貸すわけにはい
はな
い。してみれば独立採算制をとつて
行
くのだが、その場合に起ること
も一
応想像しておかなければならぬ
こと
なんです。こういう場合にはう
まく
行くはずだといふのは困るの
です。ど
うも最初から局長のお話を聞いて
お
ると、この法案の提出方法につ
いて
も、時期についても説明について
もま
じめめを欠いた感が深いのであ
りま
す。従つてこれはあまり急がぬ
方
がいいのではないかと、もう少し
慎重
に厚生委員会と審議をして、納
得の
行く、国民が釈然とする過
程
においてこれを決定するとい
う
方法を持つた方がいいのじやない
か
といふ感じを私は受けたので
す
が、ひとり私のみであるかもし
れ
ませぬ。それは余談としまして、
少
くともこれだけの大きな建物を
も
つて日本中の御遺族に對して
福
祉増進のための用を達しよう
と
するならば、もつと親切に眞心
を
こめて、遺族の方々が安心して
こ
の便に供せられるところまで考
え
てやらなければなりません。ただ
貸
してやる、ま
ず何とかなるだろうといふよ
うな

七

まいなものではないと私は思う。これ以上は申し上げませんが、先ほど申し上げた事業計画を明らかにし、そうしてその内容を十二分に納得の得るべきような点において、もう一ぺん資料を御提出願いたいと思っております。

○堀(ツ)委員 前の国会から御就任の委員の方が多いのですが、この法案は三月十四日の解散の十分ほど前に突如として出されて来て、通してこれということだつた。日本遺族会の某事務所の方のごときは、手を合せるから、拜むから通してくれといつて来られた方があります。なぜ解散であるのにこんな急がなくてはならぬのか、さつと通さなければいかぬのかと私は申し上げたことがあるのです。今対象になつて

いる日本遺族厚生連盟ですか、日本遺族会というものに対しては、各党からこの間から御批判があつたようでありまして、あまり申し上げませんが、私たちが真に遺族といふのは、主人の英霊は永久に帰つて来ない、暗いかまどの下で子供の顔と年寄りの顔を見て働いている未亡人なんです。孫をかかえた八十歳の老人なんです。また中学校さえも行けないような遺児なのであります。遺族にもいろいろありまして、遺族のお世話をするとして、ボスの傾向にだん／＼変遷して行つておる。その証に選挙のたびにごらんなき。遺族会から候補者なるものを立てて、今度の参議院の選挙のごときをごらんなき。堤さん、ようあなたはあの法案に反対してくれ、遺族会推薦の候補者の選挙費云々がこの会館にからんであつたということまで私に言つて来たことがあります。これは一つの風聞でありますけれども、

私は日本遺族会を対象とされますならば、特定政党の出店のような動きをするボスの幹部が支配する遺族会というものに対しては、政府は慎重に御検討になる必要がありまから、私はこの点を十分御忠告申し上げておいて、質問はまたあとに譲らせていただきます。

○中川(俊)委員 先ほど各委員からいろいろ疑念の点が出ましたが、われわれとしては、あそこに実際今堤委員のおつしやるような政略的な問題があつたとすれば、重大な考えをしなければなりませんけれども、私どもはそれは解釈しないのです。しかしあるいはそういうような風聞があつたかも知れません。あつたとすれば、遺族会においても十分御反省願わなければならぬのであるが、しかしあそこは遺族会が有効にしかも最も効果的にお使いになるということについては私は賛意を表するのです。賛意を表するが、先ほど中野委員、堤委員から御疑問の点をおただしになつていたようですが、私どももまづ同感ですから、これを遺族会に提供した後に御ける運営の方針などはつきりしていただいて、これを遺族会に渡しても、収支やんと償つてうまく行き、私が先ほどど

よつと触れましたような問題も、ただ遺族だと言つて来ればとめてしまふというふうなことをやつたら、これは必ず問題を生ずるのですから、そういう点について十分に御研究になつて、今後における運営の方針、さらに事業計画等をお示しいただきたい。このことを私は強くお願い申し上げて今回は質問を終ります。

○田中(元)委員 議事進行について差

言いたします。非常に理想的な内容を盛つておりますこの法案に對しまして、厚生省の諸説明、法律の内容等につきましても委員として納得の行かない点が多々あるわけでございます。ゆゑに今日は質疑をこの程度で終了いたしました。次回には厚生省は少くとも納得の行くような説明をひとつ用意していただきまして、この法案については十二分な検討をいたしたい、こういうふうな考えをわけでございます。この動議を提出したいと思ひます。

○小島委員 田中君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○小島委員 それで本日は本案の質疑はこの程度にして、次会以後に譲ることといたします。

○小島委員 先刻採決を延期いたしました食品衛生法の一部を改正する法律案を議題として、討論を省略してただちに採決いたします。
本案を原案の通り可決するに御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○小島委員 御異議なしと認めます。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

なお本案に関する委員会の報告書の作成に關しましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○小島委員 御異議なしと認めそのように決定いたします。
本日はこれをもつて散会いたします。
午後二時三十二分散会

〔参照〕
食品衛生法の一部を改正する法律案
(内閣提出)(参議院送付)に關する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

第十六回 衆議院厚生委員會議録 第十五号 中 正 誤
頁 段 行 誤 正

八 二 自三 〔第一項中「六月」とあるのは「二月」と同条は前掲の誤
二 一 自末六 九月五日 十月一日
至末六

二 一 末九 該当スル事業以外タルモノヲ除クノ事業
ノ事業

二 一 自末六 〔但シ國又ハ法人タル事業主ノ事務所ニ限ニ在ラズ〕ハ此ノ限ニ在ラズノ誤
至末四